

2024（令和6）年度水泳（コーチⅠ・Ⅱ、基礎）指導員研修会開催要項

- 1 主 催 一般財団法人山口県水泳連盟
- 2 後 援 山口県・美祢市教育委員会
- 3 主 管 一般財団法人山口県水泳連盟
- 4 目 的 本研修会は、（公財）日本水泳連盟、スポーツ指導員規則第22条に基づき開催されるもので、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、水泳の普及と発展に努め、水泳指導員の社会的指導者としての地位の向上、資質、技能の向上を図ることを目的としてこの研修会を義務付ける。
- 5 研修の義務 資格証の有効期限前年度までに研修会に参加しなかった場合は、資格証の更新はできない。研修会は実技・講義の2日間受けなければならない。年度内であれば実技講習日、講義講習日を別々に受けても研修と認める。
- 6 日程及び会場

【講義会場】

第1回 美祢会場 2024年 6月10日（月） 宇部サンド温水プール

第2回 光 会場 2024年11月17日（日） 山口県スポーツ交流村

【実習会場】

第1回 美祢会場 2024年 6月 9日（日） 宇部サンド温水プール

第2回 山口会場 2024年 7月 6日（土） きらら博記念公園水泳プール

第3回 山口会場 2024年 7月 7日（日） きらら博記念公園水泳プール

第4回 山口会場 2024年12月 8日（日） きらら博記念公園水泳プール

【注意】第1回美祢会場の実習は人数制限をする場合があります。その際には、他の山口会場で実習してもらうことになります。美祢会場で実習を希望される方は、申し込みの際に申込書に第2希望までお書きください。ご記入がない場合は更新担当で割り振ります。あらかじめご承知おきください。

7 講義研修会内容

※下記は光会場の予定です。美祢会場は、水泳実技と講義・救急法の順が入れ替わる予定です。

※講義内容についてのお問い合わせは、当連盟メールymsgswim@mocha.ocn.ne.jpにご連絡ください。

8:20	8:50	10:30	13:00
	受 付	講 義 ・ 救 急 法	水 泳 実 技
			閉講式 解散

8 費用 研修会費 6,000円

※維持会費(2,000円)未納者は一緒に納入ください。

9 申込方法

(1) 別紙申込書記入・参加費同封の上、以下①～③いずれかの方法で申込みをしてください。

①現金書留(申込書と現金を一緒にお送りください)

②郵送(申込書と振込のコピーを一緒にお送りください)

③メール・FAX申込(申込書データと郵便振替振込のコピーをお送りください)

☆ 郵便振替：口座番号 01580-3-6016 (財)山口県水泳連盟

信金：振込先 萩山口信用金庫 湯田支店 普通預金 0488306

口座名義：(財)山口県水泳連盟 会長 青木 賢治

(2) 申込期間

美祢会場(講義) 2024年 4月 1日(月)～ 5月15日(水)

美祢会場(実習) 2024年 4月 1日(月)～ 5月15日(水)

山口会場(7月6日実習) 2024年 4月 1日(月)～ 6月12日(水)

山口会場(7月7日実習) 2024年 4月 1日(月)～ 6月12日(水)

光会場(講義) 2024年 4月 1日(月)～ 10月23日(水)

山口会場(12月8日実習) 2024年 4月 1日(月)～ 11月13日(水)

(3) 申込場所 〒753-0076 山口市泉都町10-21 泉都町ハイツ

(一財)山口県水泳連盟事務局 宛

TEL 083-932-2110

FAX 083-932-2133

E-mail ymgswim@mocha.ocn.ne.jp

10 携行品

講義：水着、タオル、教本、筆用具、水泳指導員資格証及び手帳

実習：白又は無地のポロシャツ、紺系長ズボン、白シューズ、役員資格者は役員手帳

※競技会役員実習日の昼食は支給します。

11 その他

・有効期限2025年3月31日の方は、6月の講義と6月もしくは7月の実習を受講してください。

有効期限2025年9月30日の方は、今年度までに研修会を受講してください。

有効期限2026年3月31日の方は、来年度9月30日までに研修会を受講してください。

・研修会開催の1週間前までに詳細をメール送信いたします。申込書には必ずメールアドレスを記載してください。文書発送を希望する人は返信用封筒(84円切手貼付・郵便料金改定の場合は該当料金の切手貼付)を申込書と一緒にお願いします。

・今年度(公財)日本スポーツ協会認定指導員に合格された人は、ご連絡ください。

また、住所氏名等に変更ある人は変更届けを提出してください。

・次の年齢に達した人は、特例により講義日下記内容を免除することができます。

65歳に達した人は、実技研修を免除します。(実技はないがその場にいること)

70歳に達した人は、蘇生法を含む救急処置を除き、学科及び実技を免除します。

※ 競技会役員実習は免除になりません。

75歳に達した人は、蘇生法・救急処置のみとし、その他免除とします。

・公認水泳指導員及び基礎水泳指導員に関する講習・検定試験の免除規程につきましては、当連盟事務局までお問い合わせください。